

# 就学援助(準要保護)のお知らせ

## 小学校・中学校へ通うお子さまの就学援助の申請について

～世帯の就学児童生徒「全員」が対象となります～



本部町教育委員会では、経済的な生活状況が厳しいために就学が困難な児童生徒の保護者に対して、援助費を支給する制度があります。

就学援助を受けるには申請が必要となりますので、本部町教育委員会で申請書を受け取り、次のとおり提出してください。

### 【申請書配布受付期間・場所】

★期間：平成29年5月1日(月)～平成29年5月31日(水)※土日祝日を除く。

★時間：9時から12時まで、13時から17時まで

★場所：本部町教育委員会(本部町役場2階)

### 【援助対象】

- ① 生活保護が停止又は廃止になった世帯
- ② 平成29年度市町村民税の非課税世帯
- ③ 平成29年度市町村民税の課税世帯で、特段の事情がある世帯

※申請時に平成29年度の所得申告がまだの場合、援助の判定ができません。申告がお済でない方(世帯全員)は、平成29年5月1日(月)以降に町税対策課で申告をお願いします。

※平成29年1月1日に本部町に住民登録のない方は、本部町に課税情報がないため、援助の判定ができません。前住所地から「課税証明書」を取り寄せ、6月9日(金)までに教育委員会へ提出してください。

### 【援助内容】

- ① 新入学用品(小学1年生及び中学1年生のみ対象)

※新入学用品(新1年生のみ)は平成29年5月31日までに申請し、認定された世帯のみ支給となります。

- ② 学用品費
- ③ 修学旅行費
- ④ 学校給食費 ※平成29年度から全額支援
- ⑤ 医療費の一部補助

